



十六銀行

証券コード：8356

第**243**期

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催情報

日時

2018年6月22日(金曜日)
午前10時

場所

岐阜市神田町8丁目26番地
十六銀行本店3階会議室

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

目次

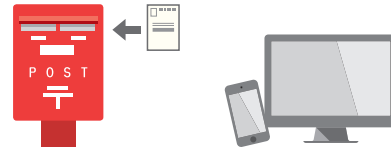
- 株主総会招集ご通知……………1
- 株主総会参考書類……………7

添付書類

- 事業報告…………… 17
- 計算書類…………… 29
- 連結計算書類…………… 31
- 監査報告書…………… 33

■ 株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネットにより議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使期限

2018年6月21日(木曜日)午後5時30分まで

証券コード8356

2018年6月1日

株主のみなさまへ

岐阜市神田町8丁目26番地

株式会社 **十 六 銀 行**

取締役頭取 村 瀬 幸 雄

第243期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第243期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができます。お手数ながら「株主総会参考書類」（7頁～16頁）をご検討くださいますと、「議決権行使についてのご案内」（4頁～6頁）に沿って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2018年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所	岐阜市神田町8丁目26番地 十六銀行本店3階会議室
3. 目的事項	<p>■ 報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">第243期（2017年4月1日から2018年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件第243期（2017年4月1日から2018年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果 報告の件 <p>■ 決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件</p>

以 上

インターネットによる開示について

下記の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、
「業務の適正を確保する体制」および
「業務の適正を確保する体制の運用状況の概要」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

当行ホームページ

<http://www.juroku.co.jp/>

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

株主総会へのご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意願います。なお、介添が必要な場合には、事前にご連絡（☎0120-300-716）くださればご相談させていただきます。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を[当行ホームページ \(http://www.juroku.co.jp/\)](http://www.juroku.co.jp/)に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2018年6月22日(金)
午前10時

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2018年6月21日(木)
午後5時30分到着

インターネット



当行指定の議決権行使サイト

▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2018年6月21日(木)
午後5時30分まで

▶ 詳細は次ページ以降をご覧ください

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン、携帯電話から、当行の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



当行指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

▶ アクセス手順は次ページをご覧ください


QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。



議決権
行使期限

2018年6月21日(木) 午後5時30分まで

! ご注意

- お送りいたしました議決権行使書記載の「仮パスワード」は、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。万一パスワードを忘れてたり、紛失された場合には、インターネットによる議決権行使およびすでに行使された内容の変更ができなくなりますのでご注意ください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- インターネットによる議決権行使は、ファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ご不明な点につきましては、ヘルプデスク（三菱UFJ信託銀行  0120-173-027）へお問い合わせください。



アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、ログイン・パスワードの入力



パソコン画面

議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使サイトについてのご注意点

1 議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主さまには、同サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

2 通信費用等について

パソコンまたはスマートフォン、携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027 (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

* 機関投資家のみさまへ：株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

当行は金融取引を巡るリスクが多様化するなかにあつて財務体質の一層の向上に留意しつつ、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。この基本方針に基づき、当期末の配当金につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、当行は2017年6月23日開催の第242期定時株主総会の決議に基づき、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。当行は株式併合前の2017年9月30日を基準として1株につき4円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、株式併合前に換算いたしますと中間配当金4円50銭と期末配当金3円50銭を合わせた1株につき8円、株式併合後に換算いたしますと中間配当金45円と期末配当金35円を合わせた1株につき80円に相当いたします。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項
およびその総額

当行普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、1,307,656,770円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月25日といたしたいと存じます。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保金につきましては、強固な経営体質の構築と競争力の維持向上をはかるため、繰越利益剰余金から別途積立金に積み立てるものであります。

1 増加する剰余金の項目
およびその額

別途積立金 7,000,000,000円

2 減少する剰余金の項目
およびその額

繰越利益剰余金 7,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位等	取締役会への出席状況
1 再任	むら せ ゆき お 村 瀬 幸 雄	取締役頭取	11/11回
2 再任	いけ だ なお き 池 田 直 樹	取締役副頭取	11/11回
3 再任	おお た ひろ ゆき 太 田 裕 之	取締役常務執行役員	11/11回
4 再任	ひろ せ きみ お 廣 瀬 公 雄	取締役常務執行役員	11/11回
5 再任	あき ば かず ひと 秋 葉 和 人	取締役常務執行役員営業統括本部長	11/11回
6 再任	しら き ゆき やす 白 木 幸 泰	取締役常務執行役員愛知営業本部長 兼営業統括副本部長	9/9回
7 新任	いし ぐろ あき ひで 石 黒 明 秀	執行役員経営管理部長	—
8 再任	たか まつ やす はる 高 松 泰 治	社外取締役 独立役員	10/11回
9 新任	く め ゆう じ 久 米 雄 二	社外取締役候補者 独立役員(予定)	—

1	再任	むら せ ゆき お 村瀬幸雄	(1956年12月23日生)	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
				8,700株	11/11回

■ 略歴、地位および担当

1979年4月 当行入行
 1994年2月 同 名古屋駅前支店長
 1998年4月 同 人事部長
 2004年6月 同 常務取締役
 2009年6月 同 専務取締役
 2013年9月 同 取締役頭取（現任）
 （代表取締役）

■ 重要な兼職の状況

岐阜商工会議所会頭

■ 取締役候補者とした理由

取締役頭取として、経営の重要事項の決定および各取締役の職務執行の状況に対する監督などにおいて適切かつ確な役割を果たしてきており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

村瀬幸雄と当行との間に特別の利害関係はありません。

2	再任	いけ だ なお き 池田直樹	(1957年4月4日生)	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
				3,000株	11/11回

■ 略歴、地位および担当

1980年4月 当行入行
 2008年6月 同 取締役名古屋支店長
 2012年4月 同 取締役名古屋営業部長
 2013年6月 同 常務取締役事務部長
 2013年9月 同 常務取締役
 2014年6月 同 取締役副頭取（現任）
 （代表取締役）
 （秘書室・経営管理部 担当）

■ 取締役候補者とした理由

取締役副頭取として、頭取を補佐し、経営の重要事項の決定および各取締役の職務執行の状況に対する監督などにおいて適切かつ確な役割を果たしてきており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

池田直樹と当行との間に特別の利害関係はありません。

3

再任

おお た ひろ ゆき
太 田 裕 之
 (1960年4月3日生)

所有する当行の株式の数

2,700株

取締役会への出席状況

11/11回

■ 略歴、地位および担当

1983年4月 当行入行
 2010年6月 同 取締役秘書役
 2013年6月 同 取締役豊田支店長
 2014年4月 同 取締役営業統括部部長
 2014年6月 同 常務取締役営業統括部長
 2016年6月 同 取締役常務執行役員（現任）
 （経営企画部・業務改革部・
 事務部・市場証券部 担当）

■ 取締役候補者とした理由

取締役常務執行役員として、経営企画業務および事務システム業務等の統括に当たってきたほか、法人業務、国際業務の経験も豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

太田裕之と当行との間に特別の利害関係はありません。

4

再任

ひろ せ きみ お
廣 瀬 公 雄
 (1959年2月15日生)

所有する当行の株式の数

924株

取締役会への出席状況

11/11回

■ 略歴、地位および担当

1982年4月 当行入行
 2010年4月 同 コンプライアンス統括部長
 2011年9月 同 執行役員コンプライアンス
 統括部長
 2013年6月 同 取締役名古屋営業部長
 2014年6月 同 取締役本店営業部長
 2016年6月 同 取締役常務執行役員（現任）
 （リスク管理部・企業支援部・
 監査部 担当）

■ 取締役候補者とした理由

取締役常務執行役員として、審査業務およびリスク管理業務等の統括に当たってきたほか、主要営業店長を歴任してきており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

廣瀬公雄と当行との間に特別の利害関係はありません。

5	再任	あき	ば	かず	ひと	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
		秋	葉	和	人	2,179株	11/11回
(1959年6月16日生)							

■ 略歴、地位および担当

1983年4月 当行入行
 2010年6月 同 多治見支店長
 2012年6月 同 執行役員多治見支店長
 2012年10月 同 執行役員経営企画部長
 2014年6月 同 取締役経営企画部長
 2016年6月 同 取締役常務執行役員
 営業統括本部長（現任）
 （営業統括本部・個人営業部・
 法人営業部・公務営業部
 担当）

■ 取締役候補者とした理由

取締役常務執行役員として、法人業務および個人業務等の統括に当たってきたほか、経営企画業務、主要営業店長としての経験も豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

秋葉和人と当行との間に特別の利害関係はありません。

6	再任	しら	き	ゆき	やす	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
		白	木	幸	泰	461株	9/9回
(1963年1月7日生)							

■ 略歴、地位および担当

1985年4月 当行入行
 2010年4月 同 羽島支店長
 2012年3月 同 各務原支店長
 2014年6月 同 執行役員一宮支店長
 2016年6月 同 常務執行役員愛知営業本部長
 2017年6月 同 取締役常務執行役員
 愛知営業本部長
 兼営業統括副本部長（現任）
 （愛知営業本部 担当）

■ 取締役候補者とした理由

取締役常務執行役員として、愛知県内店舗の統括に当たってきたほか、主要営業店長としての経験も豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

白木幸泰と当行との間に特別の利害関係はありません。

7

新任

いし ぐろ あき ひで
石 黒 明 秀
(1963年9月19日生)

所有する当行の株式の数

711株

取締役会への出席状況

—

略歴、地位および担当

1987年4月 当行入行
2009年6月 同 東海支店長
2011年10月 同 人事部課長
2014年4月 同 人事部副部長
2016年6月 同 経営管理部長
2017年6月 同 執行役員経営管理部長（現任）

取締役候補者とした理由

執行役員経営管理部長として、人事関連業務、総務関連業務の統括に当たってきたほか、営業店業務の経験も豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

特別の利害関係

石黒明秀と当行との間に特別の利害関係はありません。

8

再任

社外取締役

独立役員

たか まつ やす はる
高 松 泰 治
(1951年4月24日生)

所有する当行の株式の数

0株

取締役会への出席状況

10/11回

略歴、地位および担当

1974年4月 明治生命保険相互会社入社
2002年7月 同 取締役企画部長
2004年1月 明治安田生命保険相互会社
執行役員名古屋本部長
2005年4月 同 常務執行役員名古屋本部長
2005年12月 同 常務執行役員資産運用部門長
2006年4月 同 副社長執行役員資産運用部門長
2006年7月 同 取締役執行役員副社長資産運用
部門長
2012年7月 明治安田システム・テクノロジー
株式会社代表取締役会長
2015年6月 当行取締役（現任）
2016年4月 明治安田生命保険相互会社顧問

社外取締役候補者とした理由

金融機関経営者を務めるなど、金融関連分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営上有用な意見・助言が期待できるため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

特別の利害関係

高松泰治氏と当行との間に特別の利害関係はありません。

（注）高松泰治氏は、現在当行の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

9	新任	く 久 め 米 ゆう 雄 じ 二	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
	社外取締役 独立役員(予定)			

■ 略歴、地位および担当

1972年4月 中部電力入社
 2001年7月 同 支配人岡崎支店長
 2003年6月 同 取締役販売本部大口営業部長
 2005年6月 同 取締役執行役員販売本部法人営業部長
 2006年6月 同 常務取締役執行役員販売本部長
 2007年6月 同 取締役専務執行役員販売本部長
 2009年6月 同 取締役電気事業連合会出向(専務理事)
 2013年6月 同 参与電気事業連合会出向(専務理事)
 2014年6月 株式会社トーエネック代表取締役社長
 2017年6月 同 相談役(現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社トーエネック 相談役
 株式会社名古屋証券取引所 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

民間企業で経営者を務めるなど、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営上有用な意見・助言が期待できるため、当行取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

久米雄二氏と当行との間に特別の利害関係はありません。取締役候補者久米雄二氏が相談役を務める株式会社トーエネックは、当行と経常的な取引を行っています。

- (注) 1. 高松泰治氏および久米雄二氏は、16ページ記載の当行の「独立性判断基準」を満たした社外取締役候補者であります。また、両氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
2. 久米雄二氏が2017年6月まで代表取締役社長を務めた株式会社トーエネックは、2016年5月に、許認可を受けていない建設業者と軽微基準を超える下請契約を締結したとして、国土交通省中部地方整備局より監督処分（営業停止処分）を受けております。また、2016年11月には、太陽光発電設備工事の作業中に発生した労働災害に関し、同局より監督処分（指示処分）を受けております。
3. 当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。
- 社外取締役候補者であります高松泰治氏は、当行との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しておりますが、本総会において同氏が再任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。また、久米雄二氏の選任が承認された場合、当行は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 ▶ 監査役2名選任の件

監査役佐々木彰憲氏、堀雅博氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1	新任	いし	かわ	なお	ひこ	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
		石	川	直	彦		2,087株
		(1963年4月24日生)					—
							—

略歴および地位

1986年4月 当行入行
 2004年6月 同 東海支店長
 2007年6月 同 内田橋支店長
 2009年4月 同 経営企画部室長
 2014年6月 同 秘書室秘書役
 2016年6月 同 執行役員本店営業部長（現任）

監査役候補者とした理由

主要営業店長を経験するとともに、経営企画業務、秘書業務など、銀行の中核業務の経験を有しており、取締役の職務執行の適法性等に関する監査を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できるため、当行監査役として適任と判断し、監査役候補者としております。

特別の利害関係

石川直彦と当行との間に特別の利害関係はありません。

2	新任 社外監査役 独立役員(予定)	いし	はら	しん	じ	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
		石	原	真	二		0株
		(1954年11月3日生)					—
							—

略歴および地位

1985年4月 弁護士登録
 石原法律事務所（現石原総合法律事務所）入所
 2011年8月 石原総合法律事務所所長（現任）
 2016年4月 愛知県弁護士会会長
 日本弁護士連合会副会長

重要な兼職の状況

石原総合法律事務所所長
 株式会社オータケ 社外取締役（監査等委員）
 矢作建設工業株式会社 社外取締役

社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的知識を有しており、長年にわたる経験と幅広い見識により、取締役の職務執行の適法性等に関する監査を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できるため、当行監査役として適任と判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。

特別の利害関係

石原真二氏と当行との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 石原真二氏は、16ページ記載の当行の「独立性判断基準」を満たした社外監査役候補者であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
2. 当行は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外監査役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。当行の社外監査役は、当行との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しております。本総会において石原真二氏の選任が承認された場合は、当行は同様の責任限定契約を締結する予定であります。

【独立性判断基準】

当行は、社外取締役および社外監査役の独立性の判断基準として、当行が上場する金融商品取引所の定める「独立性基準」に加えて、以下の基準を定める。

- 次のいずれかに該当する者は、独立性の要件を満たしていない者とする。
 - 当行に対する売上高が直近事業年度の連結売上高の2%以上となる者
 - 当行が取引先に対する最上位の与信供与先であり、かつ仮に当該融資を直ちに回収した場合に事業の継続に深刻な影響を及ぼすなど、当行の融資方針の変更により甚大な影響を与える者
 - 当行の総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合が5%を超える者
 - 当行から過去3年平均で年間1千万円以上の金銭その他の財産を役員報酬以外に受領した者
- 前項の規定にかかわらず、他の合理的な理由を含めて総合的に判断した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、独立性を認めることができる。
- 第1項の「者」が法人等である場合には、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する当該法人等の業務執行者をいう。

以上

1 当行の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務、金融等デリバティブ取引業務、附帯業務を営み、地域の金融パートナーとして、多様な商品・サービスを提供しております。

ロ. 金融経済の環境

当期のわが国経済は、金融緩和政策が継続するなか、世界経済の緩やかな回復基調を背景に輸出や生産は堅調に推移し、企業収益は高水準となりました。雇用者数は高い伸びを維持し、賃金も増加するなかで個人消費は緩やかに改善するなど、内外需ともに伸長しました。

当行の主要な営業基盤である岐阜・愛知両県におきましては、個人消費は概ね横這いで推移しましたが、企業の輸出、生産、設備投資が堅調さを維持したことにより、東海経済の回復をけん引しました。

ハ. 事業の経過及び成果

こうした状況のなか、当行は2017年4月より『第14次中期経営計画』All For Your Smile ころこにひびくサービスを～2nd Stage～」をスタートさせ、「お客さまおよび地域経済の成長への貢献」と「地域を支えるため安定性・永続性のある収益構造」が好循環するビジネスモデルへの変革に取り組んでまいりました。

株主のみなさまおよびお客さまのご支援のもと、全役職員が結束して業務に邁進した結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

(預金等(譲渡性預金含む))

預金等につきましては、低コストかつ長期安定的

な資金の調達に努めるとともに、個人を中心に資産運用ニーズの高まりや多様化に的確にお応えし、投資信託、年金・終身保険、公共債等投資型商品の増強に努めました。

この結果、2018年3月末の預金等残高は、個人預金の増加を主因に、前期比551億円増加の5兆5,237億円となりました。また、個人預り資産残高は、前期比974億円増加の4兆4,418億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、地元企業、特に中小企業の資金需要に積極的に応えするとともに、住宅ローンを中心とする個人ローンの取扱いに努めました。

この結果、2018年3月末の貸出金残高は、前期比1,931億円増加の4兆2,335億円となりました。

(有価証券)

有価証券につきましては、国債、地方債等の引受、購入のほか、相場環境を注視しつつ、資金の効率的運用のため、外国証券や投資信託等の売買を行いました。

この結果、2018年3月末の有価証券残高は、前期比383億円減少の1兆3,046億円となりました。

商品有価証券残高は、前期比2億円減少の5億円となりました。

(国際業務)

国際業務につきましては、輸入を中心に貿易取扱高が増加する一方で、貿易外取引が減少した結果、外国為替取扱高は、前期比53百万ドル減少の33億49百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、役務取引等収益が増加したものの国債等債券売却益が減少したことなどから、前期比214億6百万円減少の785億66百万円となりました。

経常費用は、国債等債券売却損が減少したことなどから、前期比216億34百万円減少の663億40百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比2億28百万円増加の122億26百万円となり、当期純利益は前期比1億51百万円増加の93億33百万円となりました。

(店舗網)

店舗につきましては、山之手支店、ハノイ駐在員事務所を新設した一方で、香港駐在員事務所を廃止した結果、国内149本支店・12出張所・1付随業務取扱事務所、海外4駐在員事務所となりました。また、加納支店、岐南支店、忠節支店をリニューアルオープンしました。

住宅ローン等の相談業務を行うローンサービスセンターにつきましては、金山ローンサービスセンター、豊田ローンサービスセンターを廃止した結果、17か所となりました。

店舗外現金自動設備につきましては、6か所を設置し、4か所を廃止した結果、262か所となりました。

ATMネットワークにつきましては、三菱UFJ銀行・名古屋銀行・百五銀行・愛知銀行・岐阜県下JA・岐阜県内6信用金庫など、15の金融機関と無料相互開放を実施しております。また、セブン銀行・イーネット・ローソンATM・イオン銀行・ゆうちょ銀行との提携を実施しております。

二. 当行が対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境をみますと、低金利環境の長期化など厳しい経営環境が続いております。また、地域経済は人口減少や少子高齢化の進展という構造的な課題を抱えており、将来的な市場規模の縮小が懸念されております。こうした状況を背景として、地域金融機関にはお客さまの成長をサポートすることにより、地域経済の活性化・発展に寄与していくことが強く求められております。

こうした課題に対処するため、当行は2017年4月より『第14次中期経営計画』All For Your Smile ころにひびくサービスを～2nd Stage～」をスタートさせました。本計画では、「エンゲージメント1st」を行動基軸とし、6つの基本戦略である「お客さまとの接点の拡大および期待を上回る提案力の発揮」、「地域の課題への主体的な関与」、「地域別戦略」、「資金運用力の向上」、「競争を勝ち抜くための経営効率向上」、「行員一人ひとりの活躍支援」に取り組むことで、お客さまおよび地域経済の成長・発展に貢献してまいります。

また、2018年3月に東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社との間で包括的業務提携を結び、証券子会社を設立して2019年度中に開業することを目指しております。地元を同じくする両社の強みを活かした金融サービスを地域のみなさまに提供してまいります。

こうした取組みを通じて、「お客さまから必要とされ、お客さまとともに成長する金融グループ」を目指し、一層の企業価値の向上に邁進してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

② 財産及び損益の状況

(単位：億円)

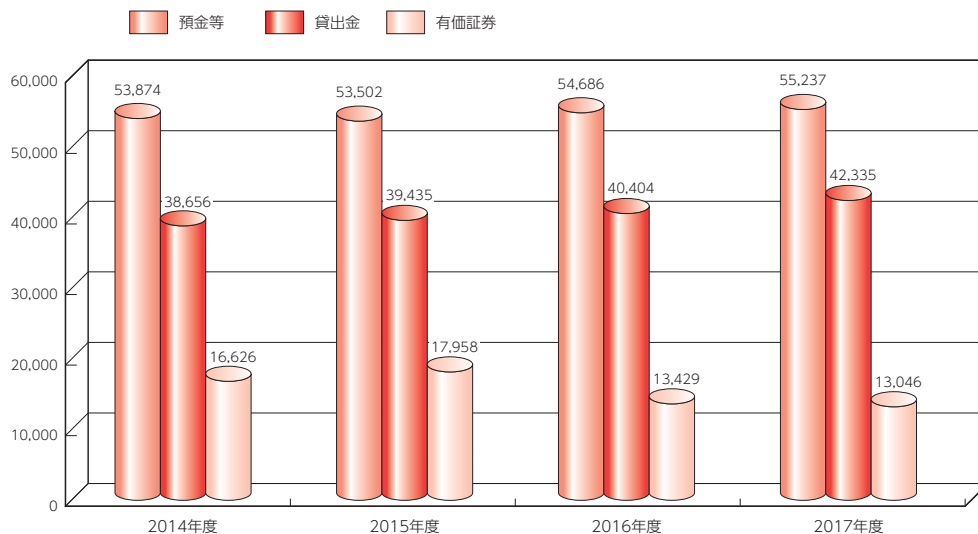
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
預 金	52,399	52,606	53,525	54,541
定期性預金	26,090	25,085	23,882	22,878
その他	26,309	27,520	29,642	31,662
社 債	100	100	100	—
貸 出 金	38,656	39,435	40,404	42,335
個人向け	11,950	12,962	13,928	15,381
中小企業向け	16,078	16,379	16,827	17,257
その他	10,627	10,093	9,648	9,696
商品有価証券	14	11	7	5
有 価 証 券	16,626	17,958	13,429	13,046
国 債	6,124	5,880	4,456	3,993
その他	10,501	12,078	8,973	9,053
総 資 産	60,329	61,622	59,867	60,397
内国為替取扱高	362,969	344,963	334,734	337,629
外国為替取扱高	3,330 ^{百万ドル}	3,261 ^{百万ドル}	3,402 ^{百万ドル}	3,349 ^{百万ドル}
経 常 利 益	34,910 ^{百万円}	19,058 ^{百万円}	11,998 ^{百万円}	12,226 ^{百万円}
当 期 純 利 益	21,487 ^{百万円}	12,276 ^{百万円}	9,182 ^{百万円}	9,333 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	56.96 ^{円 銭}	32.85 ^{円 銭}	245.72 ^{円 銭}	249.71 ^{円 銭}

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合しております。2016年度の期首に株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

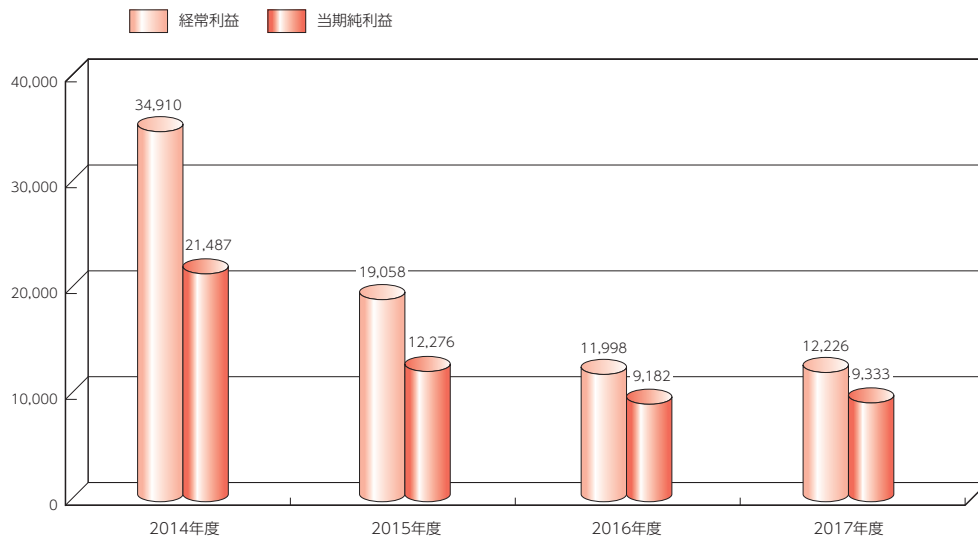
預金等・貸出金・有価証券の推移

(単位：億円)



経常利益・当期純利益の推移

(単位：百万円)



③ 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,192人	3,291人
平均年齢	40年7月	40年1月
平均勤続年数	17年8月	17年1月
平均給与月額	383千円	387千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

④ 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
岐阜県	105店 うち出張所 (11)	105店 うち出張所 (11)
愛知県	53 (1)	52 (1)
三重県	1 (—)	1 (—)
東京都	1 (—)	1 (—)
大阪府	1 (—)	1 (—)
合計	161 (12)	160 (12)

- (注) 上記のほか、当年度末において付随業務取扱事務所を1か所（前年度末1か所）、海外駐在員事務所を4か所（前年度末4か所）、店舗外現金自動設備を262か所（前年度末260か所）、そのほか、イーネット参加銀行と共同で12,894か所（前年度末13,499か所）、セブン銀行ならびに同行との提携銀行と共同で22,668か所（前年度末21,694か所）、ローソン・エイティエム・ネットワークスと共同で12,783か所（前年度末11,874か所）の店舗外現金自動設備を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

営業所名	所在地
山之手支店	愛知県豊田市山之手8丁目137番地

- (注) 1. 当年度において海外駐在員事務所をハノイ駐在員事務所の1か所新設いたしました。
 2. 当年度において店舗外現金自動設備を川原町（岐阜市）、東田原（岐阜県関市）、イオンスタイル豊田（愛知県豊田市）、名鉄金山駅（名古屋市熱田区）、ルビットタウン中津川（岐阜県中津川市）、イオンタウン本巣（岐阜県本巣市）の6か所新設いたしました。
 また、イーネット参加銀行と共同で467か所、セブン銀行ならびに同行との提携銀行と共同で1,753か所、ローソン・エイティエム・ネットワークスと共同で1,279か所の店舗外現金自動設備を設置いたしました。

⑤ 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,133
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
山之手支店新設	463
岐南支店新築移転	298
忠節支店新築移転	247
加納支店新築移転	227

⑥ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
十六ビジネスサービス株式会社	岐阜市中竹屋町34番地	事務受託業務	1979年 1月16日	百万円 10	% 100.00	—
株式会社十六総合研究所	岐阜市神田町7丁目12番地	調査・研究 業務	2013年 6月28日	50	100.00	—
株式会社十六カード	岐阜市神田町7丁目12番地	クレジット カード業務	1982年 8月13日	55	28.69	—
十六リース株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	リース業務	1975年 3月11日	102	36.28	—
十六コンピュータサービス株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	コンピュータ 関連業務	1985年 8月1日	245	26.79	—
十六信用保証株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	信用保証業務	1979年 5月23日	58	38.03	—

(注) 1. 当行の連結対象子会社等は、上記6社であります。

当期の連結経常収益は104,744百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は9,901百万円であります。

2. 子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

⑦ 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

⑧ その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1 会社役員 の 状 況

(2017年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ の 他
村 瀬 幸 雄	(代 表 取 締 役) 取 締 役 頭 取	岐阜商工会議所 会頭	
池 田 直 樹	(代 表 取 締 役) 取 締 役 副 頭 取 (秘書室・経営管理部 担当)		
太 田 裕 之	取締役常務執行役員 (経営企画部・業務改革部・ 事務部・市場証券部 担当)		
廣 瀬 公 雄	取締役常務執行役員 (リ ス ク 管 理 部 ・ 企業支援部・監査部 担当)		
秋 葉 和 人	取締役常務執行役員営業統括本部長 (営業統括本部・個人営業部・ 法人営業部・公務営業部 担当)		
白 木 幸 泰	取締役常務執行役員 愛知営業本部長兼営業統括副本部長 (愛知営業本部 担当)		
水 野 友 範	取締役執行役員事務部長		
吉 田 均	取 締 役 (社 外 取 締 役)	中部電力株式会社 顧問 トヨタ紡織株式会社 社外監査役	(注)
高 松 泰 治	取 締 役 (社 外 取 締 役)		(注)
佐々木 彰憲	常 勤 監 査 役		
岩 田 浩 二	常 勤 監 査 役		
堀 雅 博	監 査 役 (社 外 監 査 役)	堀法律事務所 弁護士 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 監事 学校法人佐々木学園 理事・評議員	(注)
河 野 英 雄	監 査 役 (社 外 監 査 役)	名古屋鉄道株式会社 相談役 中部日本放送株式会社 社外取締役 愛知製鋼株式会社 社外監査役	(注)

(注) 取締役吉田均氏および高松泰治氏ならびに監査役堀雅博氏および河野英雄氏につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	10人	343 (85)
監 査 役	4人	48 (—)
計	14人	391 (85)

- (注) 1. 上記には、2017年6月23日開催の第242期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 報酬等の()内は、確定金額報酬以外の金額(内書き)であります。
 3. 確定金額報酬は、2013年6月27日開催の第238期定時株主総会において、取締役は年額330百万円以内、監査役は年額80百万円以内と決議されております。
 4. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬60百万円、株式報酬型ストック・オプション報酬25百万円を含めております。なお、業績連動型報酬の報酬枠(当期純利益水準に応じて最大100百万円)および株式報酬型ストック・オプションの報酬枠(年額80百万円以内)は、2013年6月27日開催の第238期定時株主総会において決議されております。

③ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
(社外取締役) 吉 田 均	会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しております。
(社外取締役) 高 松 泰 治	
(社外監査役) 堀 雅 博	
(社外監査役) 河 野 英 雄	

3 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
(社外取締役) 吉田 均	中部電力株式会社 顧問 トヨタ紡織株式会社 社外監査役
(社外取締役) 高松 泰治	
(社外監査役) 堀 雅博	堀法律事務所 弁護士 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 監事 学校法人佐々木学園 理事・評議員
(社外監査役) 河野 英雄	名古屋鉄道株式会社 相談役 中部日本放送株式会社 社外取締役 愛知製鋼株式会社 社外監査役

(注) 社外役員が兼職している他の法人等と当行の間には、特別な関係はありません。
なお、社外取締役吉田均氏が兼職している中部電力株式会社およびトヨタ紡織株式会社と当行の間には、一般の取引と同様の条件による貸出取引があります。社外監査役河野英雄氏が兼職している名古屋鉄道株式会社および愛知製鋼株式会社と当行の間には、一般の取引と同様の条件による貸出取引があります。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
(社外取締役) 吉田 均	2014年6月27日 ～ 2018年3月31日	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席しました。	民間企業での法務部門の責任者および監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の経営全般に対して発言を行いました。
(社外取締役) 高松 泰治	2015年6月19日 ～ 2018年3月31日	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席しました。	金融機関での経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の経営全般に対して発言を行いました。
(社外監査役) 堀 雅博	2012年6月22日 ～ 2018年3月31日	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち12回すべてに出席しました。	弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識から、当行の経営全般に対して発言を行いました。
(社外監査役) 河野 英雄	2016年6月24日 ～ 2018年3月31日	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち12回すべてに出席しました。	民間企業での経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の経営全般に対して発言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当行定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

③ 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	21	—

④ 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

① 株 式 数	発行可能株式総数	46,000千株
	発行済株式の総数	37,924千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

② 当年度末株主数	18,844名
-----------	---------

③ 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	2,583 ^{千株}	6.91%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,643	4.39
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,233	3.30
十六銀行従業員持株会	1,048	2.80
フジパングループ本社株式会社	959	2.56
明治安田生命保険相互会社	925	2.47
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	798	2.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	758	2.02
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	611	1.63
東京海上日動火災保険株式会社	592	1.58

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(562千株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 小暮和敏 指定有限責任社員 鈴木晴久 指定有限責任社員 家元清文	65	(報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積根拠などが適切であるかについて確認し検討を行った結果、会計監査人の報酬の額について同意いたしました。

- (注) 1. 上記監査法人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、73百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。

② 責任限定契約

該当事項はありません。

③ 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

第243期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 用 収 益		78,566
資	金 運 用 収 益	51,656	
	貸 出 金 利 配 当 金	39,788	
	有 価 証 券 利 息	11,482	
	コ ー ン 口 金 利	△10	
	預 け 金 受 入 利 息	227	
役	務 取 引 受 手 収 益	167	
	受 入 為 替 手 数 料	14,834	
	そ の 他 の 業 務 収 益	4,050	
	そ の 他 の 業 務 収 益	10,783	
	外 国 為 替 売 却 益	3,109	
	国 債 等 債 券 売 却 益	1,182	
	そ の 他 の 経 常 業 務 収 益	1,911	
	貸 倒 引 当 金 取 入 益	8,966	
	債 権 取 立 益	727	
	株 式 等 信 託 運 用 益	16	
	そ の 他 の 経 常 業 務 収 益	5,956	
	常 金 調 達 費	56	
	経 常 業 務 収 益	2,208	
経	資		66,340
	預 讓 コ ー ン 口 金 利 息	2,983	
	渡 性 預 金 利 息	1,495	
	マ ネ ー ー 利 息	33	
	現 貨 借 取 引 支 払 利 息	1	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1,162	
	借 入 金 利 息	5	
	社 債 の 他 の 支 払 利 息	181	
役	務 取 引 支 払 利 息	73	
	支 払 為 替 手 数 料	30	
	そ の 他 の 業 務 費 用	6,358	
	そ の 他 の 業 務 費 用	923	
	商 品 有 価 証 券 売 却 損	5,435	
	国 債 等 債 券 売 却 損	5,359	
	金 融 派 生 商 品 買 入 費	29	
営	所 収 他 業 務 経 常 業 務 収 益	5,169	
	株 式 等 信 託 運 用 費	15	
	そ の 他 の 経 常 業 務 収 益	144	
	株 式 等 信 託 運 用 費	50,115	
	株 式 等 信 託 運 用 費	1,521	
	株 式 等 信 託 運 用 費	340	
	株 式 等 信 託 運 用 費	106	
	株 式 等 信 託 運 用 費	1,075	
経	特		12,226
	固 定 資 産 処 分 損 失	226	
	減 引 前 当 期 純 利	93	
	税 引 前 当 期 純 利		320
	法 人 税 等		11,905
	法 人 税 等	3,359	
	法 人 税 等	△786	
	法 人 税 等		2,572
	法 人 税 等		9,333

第243期末(2018年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
現 金 預 け 金	344,411
コールローン及び買入手形	1,000
商 品 有 価 証 券	530
金 銭 の 信 託	7,011
有 価 証 券	1,300,662
貸 出 金	4,215,431
外 国 為 替	8,496
リース債権及びリース投資資産	51,499
そ の 他 資 産	96,491
有 形 固 定 資 産	65,663
建 物	13,515
土 地	46,113
リ ー ス 資 産	33
建 設 仮 勘 定	12
その他の有形固定資産	5,988
無 形 固 定 資 産	8,235
ソ フ ト ウ ェ ア	3,702
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	851
の れ ん	3,119
その他の無形固定資産	561
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,524
繰 延 税 金 資 産	567
支 払 承 諾 見 返	18,221
貸 倒 引 当 金	△25,178
資 産 の 部 合 計	6,096,568

科 目	金 額
(負債の部)	
預 金	5,442,974
譲 渡 性 預 金	49,600
売 現 先 勘 定	98,873
借 用 金	47,774
外 国 為 替	880
そ の 他 負 債	46,662
賞 与 引 当 金	1,612
役 員 賞 与 引 当 金	24
退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,703
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	891
偶 発 損 失 引 当 金	721
繰 延 税 金 負 債	13,044
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	7,324
支 払 承 諾	18,221
負 債 の 部 合 計	5,735,315
(純資産の部)	
資 本 金	36,839
資 本 剰 余 金	48,281
利 益 剰 余 金	192,824
自 己 株 式	△1,573
株 主 資 本 合 計	276,371
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	52,722
土 地 再 評 価 差 額 金	14,489
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△467
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	66,744
新 株 予 約 権	129
非 支 配 株 主 持 分	18,006
純 資 産 の 部 合 計	361,252
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,096,568

第243期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		104,744
資金運用収益	51,839	
貸出金利息	39,890	
有価証券利息配当金	11,540	
コールローン利息及び買入手形利息	△10	
預け金利息	227	
その他の受入利息	191	
役員取引等収益	19,062	
その他の業務収益	25,010	
その他の経常収益	8,832	
貸倒引当金戻入益	641	
償却債権取立益	25	
その他の経常収益	8,165	
経常費用		90,810
資金調達費用	3,099	
預金金利	1,494	
譲渡性預金利息	33	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1	
売現先利	1,162	
債券貸借取引支払利息	5	
借入金利息	290	
社債利息	73	
その他の支払利息	37	
役員取引等費用	6,475	
その他の業務費用	25,045	
営業経費用	54,633	
その他の経常費用	1,556	
その他の経常費用	1,556	
経常利益		13,934
特別損失		323
固定資産処分損失	229	
減損損失	93	
税金等調整前当期純利益		13,611
法人税、住民税及び事業税	3,852	
法人税等調整額	△704	
法人税等合計		3,148
当期純利益		10,463
非支配株主に帰属する当期純利益		561
親会社株主に帰属する当期純利益		9,901

独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

株式会社 十六銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小暮和敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木晴久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 家元清文 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社十六銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの第243期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

株式会社 十六銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小暮和敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木晴久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 家元清文 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社十六銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社十六銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第243期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を確認いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月10日

株式会社 十六銀行 監査役会

常勤監査役	佐々木 彰 憲	㊟
常勤監査役	岩 田 浩 二	㊟
社外監査役	堀 雅 博	㊟
社外監査役	河 野 英 雄	㊟

以 上

株主総会開催場所ご案内略図



交通	JR東海道本線	岐阜駅	徒歩 約10分
	名鉄名古屋本線、名鉄各務原線	名鉄岐阜駅	徒歩 約2分
		名鉄岐阜バス 各停留所	徒歩 約2~3分

場 所

〒500-8516 岐阜市神田町8丁目26番地

株式会社 十六銀行

本店3F会議室

TEL 058-265-2111 (代表)

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK 環境に配慮した植物油インキを使用しています。